

岡山労働局では、雇用環境・均等室に

**ハラスメント対応特別相談窓口** を開設します！

開設期間：令和6年12月1日～令和6年12月27日

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

働く人

長時間にわたって、繰り返し執拗に叱られる。また、一人ではできない量の仕事を押し付けられる。

セクハラについて社内の相談窓口に相談したら「それくらいのことでは我慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら、同僚から「あなたが早く帰るせいで、まわりは迷惑している。」と言われ、精神的に苦痛を感じている。



企業の担当者

パワーハラスメントに関する相談を受けたが、会社としてどのように対応すればよいのだろうか。

パワハラやセクハラ、マタハラなどに関するハラスメントの防止措置は、会社としてどう取り組むべきだろうか。

**パワーハラスメント（パワハラ）とは**

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。

令和2年6月1日から労働施策総合推進法の施行により、パワーハラスメント防止のために講ずべき措置が法律で事業主に義務付けられています（**中小事業主は令和4年4月1日より義務化**）。これにより事業主は、社内体制の整備や労働者への周知等に事前に取り組む必要があり、労働者から相談があれば、事後の迅速かつ適切な対応を行う必要があります。

**セクシュアルハラスメント（セクハラ）とは**

職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動（性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など）に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント（マタハラ）とは**

職場において行われる、上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動）により、労働者の就業環境が害されることです。妊娠の状態や育児休業等の利用と嫌がらせとなる行為の間に因果関係があるものがハラスメントに該当します。

このほか・・・

働く人

働く人 企業の担当者

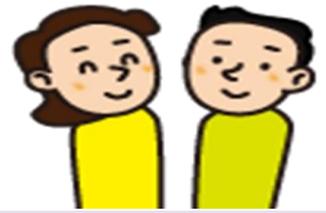
企業の担当者

- ◆ 勤務先は中小企業ですが、上司からのパワハラに困っています。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠した労働者に対し、どのような取扱いをしたら、均等法違反となりますか？

・・・などのご相談にも対応します。

相談して  
ください！

都道府県労働局があなたのお力になります！



匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。  
まずは相談してください！！ 相談は無料です！

Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメント等についてご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 事業主がパワーハラスメントの防止措置を講じていない場合、労働局ではどのような対応ができますか？

A. 労働施策総合推進法に基づき事業主に事情聴取を行い、法違反が確認された場合には是正に向けた指導を行います。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局では何をしてくれますか？

A. 相談者のご希望や状況に応じ、会社に対して事実確認等を行い、その結果を踏まえ会社を指導したりします。なお、相談者の了解なしに、会社に対し相談情報を明かすことはありません。また、現に会社との間で紛争が生じている場合には、労働局長による紛争解決の援助や調停などにより、解決を図ります。

## 岡山労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 9時30分～17時00分

※ 時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。  
できるだけお早めにお電話又はご来庁ください。

電話番号 086-225-2017

所在地 岡山市北区下石井1-4-1  
岡山第2合同庁舎 3階  
(JR岡山駅から徒歩7分)

○入館の際に身分証明書の提示が必要です

○駐車場 有(庁舎北側)

<案内図>

